

橿原市指令第400-3号

平成29年4月1日

京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地

安田産業株式会社

代表取締役 安田 奉春 様

橿原市長 森下 豊



一般廃棄物処理業許可証

平成29年2月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可(更新)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第7条第6項の規定により、下記条件を付して許可します。

記

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 許可の種類 | 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）収集運搬業 |
| 2 許可の区域 | 橿原市内 |
| 3 許可の期間 | 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで |
| 4 許可の条件 | 裏面のとおり |

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、橿原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、橿原市を被告として（訴訟において橿原市を代表する者は橿原市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

① 許可車両

京都100は3192、京都100あ4278

②市内で発生する一般廃棄物は、事業系一般廃棄物に限り取り扱うこと。

③市が定める一般廃棄物処理計画に適合する方法により、廃棄物を処理すること。

④許可の申請において、写真及び自動車検査証の写しを市長に提出した車両のみを使用車両とすること。やむを得ない事情により、その他の車両を使用して収集又は運搬を行うときは、代車等使用届出書（様式第2号）に、当該車両の写真及び自動車検査証の写しを添えて提出すること。

⑤市の許可表示（様式第3号）を使用車両の見やすい位置に表示すること。

⑥一般廃棄物の収集、運搬及び処理施設への搬入は、市が別に定める方法で実施すること。

⑦市が許可業者の搬入する一般廃棄物について実施する検査に協力すること。